

## 侵害事例データベース

データ作成機関	知的財産保護フォーラム
データ公開日(判れば)／更新日	不明
主な項目	米国の特許権エンフォースメント事例
サブ項目	<p>侵害製品「カジュアルスポーツシューズ」についてのエンフォースメント事例          侵害品製造国・地域：「中国・浙江省寧波市付近」、侵害品流通国・地域：「米国」、権利取得状況：「特許権」「特許権」に基づく「警告書、その他」による対応経過について</p> <p>米国内の5社が中国製と思われるA社特許権を侵害するサイドノックペンシルを扱っていることを発見。対応策について現地の販売会社の意向を踏まえ調整したところ、侵害品流通に関わっていた5社のうち2社については、A社としても関係強化を望まない業者であったが、残りの3社とは営業面での判断から販売パートナーとして関係構築が可能との判断に至った。          その後の交渉で、当初は中国製の侵害品と同程度の価格帯を要求されたが、A社の特許権侵害を理由に粘り強い交渉の結果、当該3社(X・Y・Z社)との間に、ライセンス契約が締結された。</p> <p>対応に要した期間は約1年4ヶ月、費用は、2社に対する警告等に係る経費として約270万円。自社の大きな国際的市場である米国で、侵害品を扱っていた業者のうち、3社を自社販売ルートとして、正規品を扱うよう適正化するとともに、悪質な業者に対する断固とした警告・告訴を通して、対策経費以上の賠償金を得ることができた。特に、W社の申告に基づき、過去の侵害品扱い量(約35万本)と小売価格に3%を乗じた金額と管理コストを含めた支払いを受けるなど大きな成果を上げている。</p> <p>製造元への対応ではなく、自社正規品の市場規模に見合った米国での効率的な対応を心がけるとともに、中国・韓国・台湾及び米国への権利出願を原則化させ、適切な権利取得・行使を図っている。A社は、自社ブランドでの商品展開に加えて、国内外の大手筆記具メーカー等にOEM供給していることから、自社の知的財産権保護を適切に行っている姿勢も大きな販売要素となっている。</p>
特記事項	
URL	<a href="http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=48">http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=48</a>